

西播磨 SSH 3 校連携委員会設置要項

(目 的)

第 1 条 西播磨地区内のスーパーサイエンスハイスクール指定校（以下「SSH 指定校」という。）の連携を図るとともに、理数教育を推進するために、西播磨 SSH 3 校連携委員会（以下「連携委員会」）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 連携委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 西播磨地区内の SSH 3 校の連携を図る。
- (2) 西播磨の理数教育の推進を図る。
- (3) 西播磨の理数教育の中核拠点として小・中・高等学校との連携を図る。
- (4) 高度な学習の機会を提供するため、西播磨地区内の大学・企業との連携を図る。
- (5) 連携委員会で企画・運営した内容について、評価を行う。

(組 織)

第 3 条 連携委員会は、次に掲げる者の中から構成する。

- (1) 西播磨地区内の SSH 3 校の学校長及び担当者
- (2) 理数教育推進を図る学校の担当者
- (3) 大学教員等学識経験者
- (4) 教育委員会等管理機関担当者
- (5) 産業・科学技術振興関係者

(委員長等)

第 4 条 連携委員会には、委員長 1 名、副委員長 2 名及び顧問を若干名おく。

- (1) 連携委員会は、委員長 1 人、副委員長 2 名、顧問若干名、理数教育推進を図る学校の担当者各 1 人、教育委員会事務局担当者により組織する。
- (2) 委員長は、委員会を統括する
- (3) 副委員長は、所掌事務の進行にあたる。
- (4) 顧問は、学識経験者または産業・科学技術振興関係者の専門的有識者をもって充てる。
- (5) 連携委員会は、委員長が招集する。
- (6) 連携委員会は、会における協議事項の立案及び決定事項の執行に当たる。

(事務局)

第 5 条 連携委員会の庶務を行うため、県立龍野高等学校に事務局をおく。

(補 則)

第 6 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和 5 年 2 月 22 日から施行する。